

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 3 月 19 日 (金曜日)

定期 第 190 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三六三円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一―二一

印刷
横浜市鶴見区矢向三―一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ	
〇告示		各種投票において病院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定の一部改正 170
保安林の指定 (県西地域県政総合センター)	165	神奈川県漁業調整委員会委員選挙における合区開票区の設置の廃止 170
解除予定保安林にする旨の通知 (2件) (環境農政・水源環境保全課)	165	海区漁業調整委員会委員選挙に用いる仮投票用封筒等に押すべき神奈川県選挙管理委員会の印の廃止 170
家畜伝染病等の検査の実施 (12件) (環境農政・畜産課)	165	公職選挙法令執行規程の海区漁業調整委員会委員の選挙への準用の廃止 170
家畜伝染病の予防注射の実施 (環境農政・畜産課)	168	〇選挙管理委員会訓令
家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法等の実施命令 (環境農政・畜産課)	169	神奈川県選挙長等事務取扱規程の一部を改正する規程 170
漁船損害等補償法による届出の審査結果 (環境農政・水産課)	169	〇公告
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	169	公共測量の実施通知 (2件) (県土整備・建設業課) 171
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	169	地籍調査の成果の認証 (2件) (県土整備・技術管理課) 171
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防海岸課)	169	開発行為に関する工事の完了 (横須賀土木事務所) 171
〇選挙管理委員会告示		開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所) 171
公職選挙法施行令による施設の指定	170	開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所) 171
公職選挙法施行令による施設の指定取消し	170	〇入札公告
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (会計・調達課) 172

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第117号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和 3 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 保安林の所在場所
足柄下郡箱根町強羅字強羅1,300の492・1,300の575 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1,300の764、1,300の765
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び箱根町役場に備え置いて縦覧に供する。)

神奈川県告示第118号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があった。

令和 3 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 解除予定保安林の所在場所
愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,692の29 (次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

この公報は再生紙を使用しています

神奈川県告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があった。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 解除予定保安林の所在場所

愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,692の29（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

神奈川県告示第120号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ症の検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

牛のブルセラ症の発生予防のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1の検査の方法による。

6 その他

検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第121号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛の結核の検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

牛の結核の発生予防のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1の検査の方法による。

6 その他

検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第122号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のヨーネ病の検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛について行う。

(1) 次の区域内において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

横浜市（戸塚区、栄区、泉区及び瀬谷区の区域を除く区域に限る。）、川崎市、相模原市（緑区相原、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本、二本松、橋本、橋本台、東橋本及び元橋本町、中央区並びに南区の区域に限る。）、横須賀市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町及び二宮町、足柄上郡中井町及び松田町並びに愛甲郡愛川町及び清川村の区域

(2) (1)の区域内において、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

(3) (1)又は(2)に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

(4) (1)の区域内において、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛

(5) 改良増殖の用に供し、又は供する目的で輸入した牛のうち検査終了後1年を経過していないもの

(6) その他家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1の検査の方法による。

6 その他

(1) 検査対象の牛のうち、家畜保健衛生所長が認めた場合は、検査を省略することができる。

(2) 検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健

衛生所長の指示による。

神奈川県告示第123号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛の伝達性海綿状脳症の検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生予防のため
- 2 実施する区域
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
次に掲げる牛の死体について行う。
(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に規定する届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）
(2) その他家畜保健衛生所長が必要と認めた牛の死体
- 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1の検査の方法による。
- 6 その他
検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第124号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的
めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため
- 2 実施する区域
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊及び山羊の死体（家畜保健衛生所長が認めたものを除く。）
- 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1の検査の方法による。
- 6 その他
検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

生所長の指示による。

神奈川県告示第125号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、鶏の家きんサルモネラ症（サルモネラ・ブローラムによるものに限る。以下同じ。）、ニューカッスル病及び鳥マイコプラズマ症（マイコプラズマ・ガリセプチカムによるものに限る。以下同じ。）の検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的
鶏の家きんサルモネラ症、ニューカッスル病及び鳥マイコプラズマ症の発生予防のため
- 2 実施する区域
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種卵採取を目的として飼育している鶏であって、家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
血清検査及び臨床検査による。
- 6 その他
検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第126号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐そ病の検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的
蜜蜂の腐そ病の発生予防のため
- 2 実施する区域
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認めた蜂群
- 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
臨床検査及び必要に応じて行う細菌検査による。
- 6 その他
検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第127号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生予防のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

血清検査及び臨床検査による。

6 その他

検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第128号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚熱の検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

豚の豚熱の発生予察のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

血清検査及び臨床検査による。

6 その他

検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第129号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のアフリカ豚熱の検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

豚のアフリカ豚熱の発生予察のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

血清検査及び臨床検査による。

6 その他

検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第130号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた家きん

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

血清検査及び臨床検査による。

6 その他

検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第131号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のアカバネ病の検査を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

4 実施の期日

令和3年6月1日から同年11月30日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
血清検査及び臨床検査による。
- 6 その他
検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第132号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、豚熱の予防注射を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的
豚熱発生予防のため
- 2 実施する区域
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びひいのしし
- 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 注射の方法
皮下注射又は筋肉内注射
- 6 その他
予防注射の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第133号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、次のとおり消毒方法等の実施を命ずる。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的
家きんの高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 実施する区域
県内の家きんの飼養施設及びその周辺の区域であって、家畜保健衛生所長が必要と認めた区域
- 3 実施の期日
令和3年4月1日から同年5月9日まで
- 4 消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法の別
消毒方法
- 5 実施方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第3の消毒方法による。
- 6 その他
消毒方法の種類その他消毒方法の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第134号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出があったので審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

横須賀加入区、走水大津加入区、鴨居加入区、浦賀久比里加入区、久里浜加入区、北下浦加入区、長井町加入区、上宮田加入区、城ヶ島加入区、初声加入区、葉山町加入区、小坪加入区、鎌倉加入区、腰越加入区、江の島片瀬加入区、藤沢市加入区、茅ヶ崎市加入区、平塚市加入区、小田原・前川加入区、真鶴町加入区及び福浦加入区

神奈川県告示第135号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表ふれあい東戸塚ホスピタルの項を削り、同表に次のように加える。

ふれあい東戸塚ホスピタル	横浜市戸塚区上品濃16の8	令和3年3月19日から 令和6年3月18日まで
--------------	---------------	----------------------------

神奈川県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、令和3年3月19日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
県道
- 2 路線名
田谷藤沢
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
鎌倉市関谷字下坪600番3から 同 石原谷戸686番1 まで	旧	8.4メートルから 32.0メートルまで	244メートル
同	新	32.0メートルから 32.0メートルまで	同

神奈川県告示第137号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和3年3月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長井1丁目3	横須賀市長井1丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
長井1丁目4	横須賀市長井1丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
長井2丁目4	横須賀市長井2丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項の規定による施設として、次のとおり指定した。

令和3年3月19日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

名 称	所 在 地
有料ホームはなぶさ	横浜市保土ヶ谷区権太坂2-3の20
医療法人社団成仁会市ヶ尾病院	横浜市青葉区市ヶ尾町23の1
グッドタイムナーシングホーム・荇田	横浜市都筑区荇田南3-29の21
チャームプレミア鎌倉山	鎌倉市鎌倉山3-20の1
ヒルズ桜栄鎌倉	鎌倉市山崎793

神奈川県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項の規定による次の施設の指定を取り消した。

令和3年3月19日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

名 称	所 在 地
市ヶ尾カリヨン病院	横浜市青葉区市ヶ尾町23の1
未来倶楽部荇田	横浜市都筑区荇田南3-29の21
大船中央病院分院	鎌倉市大船6-5の48

神奈川県選挙管理委員会告示第11号

各種投票において病院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定（平成元年神奈川県選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月19日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

「、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和2年政令第217号）第1条の規定による改正前の漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第23条」を削る。

神奈川県選挙管理委員会告示第12号

神奈川県海区漁業調整委員会委員選挙における合区開票区の設置（昭和51年神奈川県選挙管理委員会告示第57号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月19日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

神奈川県選挙管理委員会告示第13号

海区漁業調整委員会委員選挙に用いる仮投票用封筒等に押すべき神奈川県選挙管理委員会の印（昭和51年神奈川県選挙管理委員会告示第58号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月19日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

神奈川県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法令執行規程の海区漁業調整委員会委員の選挙への準用（昭和63年神奈川県選挙管理委員会告示第133号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月19日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

選挙管理委員会訓令

神奈川県選挙管理委員会訓令第1号

選 挙 長

選挙分会長

審査分会長

神奈川県選挙長等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月19日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

神奈川県選挙長等事務取扱規程の一部を改正する規程

神奈川県選挙長等事務取扱規程（平成12年神奈川県選挙管理委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式その 2 中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、神奈川県横須賀土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 2 測量の地域
二級河川松越川水系松越川（横須賀市長坂二丁目地先ほか）
- 3 測量の期間
令和 3 年 2 月 22 日から同年 3 月 31 日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、神奈川県厚木土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 測量の地域
厚木市の一部及び愛甲郡愛川町の一部
- 3 測量の期間
令和 3 年 4 月 1 日から同年 10 月 29 日まで

国土調査法第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和 3 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 調査を行った者の名称
藤沢市
- 2 調査を行った時期
平成29年 5 月 23 日から平成31年 3 月 31 日まで
- 3 成果の名称
藤沢市藤沢三丁目、藤沢四丁目及び藤沢五丁目の各一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
藤沢市藤沢三丁目、藤沢四丁目及び藤沢五丁目の各一部
- 5 認証年月日
令和 3 年 3 月 12 日

国土調査法第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和 3 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 調査を行った者の名称
足柄上郡松田町
- 2 調査を行った時期
平成30年 6 月 22 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- 3 成果の名称
松田町松田惣領及び松田庶子の各一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
松田町松田惣領及び松田庶子の各一部
- 5 認証年月日
令和 3 年 3 月 12 日

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 3 月 19 日

神奈川県横須賀土木事務所長 峯 村 徹 哉

開発区域に含まれる地域の名称	三浦郡葉山町長柄字下小路456の 4 ほか 4 筆及び456の 5 の一部
開発区域の面積	597.29平方メートル
開発許可を受けた者の住所	平塚市四之宮 3 - 8 の 20
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ワンズホーム 代表取締役 鈴木 文吾
開発許可年月日及び許可番号	令和 2 年 10 月 9 日 神奈川県指令須土第610010号

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 3 月 19 日

神奈川県平塚土木事務所長 相 原 久 彦

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町宮山1, 223の 2 ほか 7 筆
開発区域の面積	733.42平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市青葉区もえぎ野28の 1 杉浦ビル202
開発許可を受けた者の氏名	株式会社南州ホーム 代表取締役 小林 裕
開発許可年月日及び許可番号	令和 2 年 11 月 12 日 神奈川県指令平土第610044号

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 3 月 19 日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市大谷北 3-3, 702 の 1 ほか 18 筆及び 3-3, 706 の 2 ほか 1 筆の各一部
開発区域の面積	1,653.15 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市東柏ケ谷 2-24 の 4
開発許可を受けた者の氏名	株式会社圓商事 代表取締役 岸野 俊一
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和 2 年 7 月 22 日 神奈川県指令厚土東第 610031 号 (令和 2 年 11 月 6 日 神奈川県指令厚土東第 610050 号)

2

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市大谷南 2-3, 579 の 1
開発区域の面積	147.29 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市中新田 4-21 の 5
開発許可を受けた者の氏名	春山 和子
開発許可年月日及び許可番号	令和 2 年 11 月 20 日 神奈川県指令厚土東第 610052 号

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 3 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量
文字濃淡検出装束等の借入れ (3 契約)
- (2) 借入期間
令和 3 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで 仕様書によります。
- (3) 借入場所
神奈川県警察科学捜査研究所 仕様書によります。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「物件の借入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューの WTO 申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 3 年 4 月 19 日(月)正午

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階 神奈川県会計局調達課調達グループ 曾根 奈菜美 電話 (045) 210-6717

- (2) 入札説明書の交付期間

令和 3 年 3 月 19 日(金)から同年 4 月 16 日(金)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

- (1) この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 3 年 4 月 19 日(月)正午までに 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎 1 階 神奈川県会計局調達課調達グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

- (1) 入札期間

令和 3 年 5 月 27 日(木)午後 1 時から同年 6 月 1 日(火)午後 1 時まで

- (2) 開札日時

令和 3 年 6 月 2 日(水)午前 8 時 30 分

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 3 年 6 月 1 日(火)午後 1 時までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 契約の締結

契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を変更し、又は解除します。

7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

- (4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be leased :

Lease of a device for detecting shades of handwriting and other two contacts

- (2) Time limit of tender : 1 : 00 p.m., June 1, 2021

- (3) Contact point for the notice : Procurement Division of the Accounting Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-6717